

|      |      |
|------|------|
| 保存期間 | 廃止まで |
|------|------|

例規（会）第 42 号  
平成 20 年 5 月 1 日

各部長・参事官・所属長 殿

千葉県警察本部長

駐在所等における電気料金の公費負担について

見出しのことを下記のとおり制定し、平成 20 年 4 月分の支出から適用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、駐在所等における電気料金の支払区分について（平成 8 年例規（会）第 17 号）は、廃止する。

記

1 目的

駐在所等における電気料金の公費負担について定め、予算の適正な執行を図ることを目的とする。

2 対象施設

(1) 公費負担の対象となる施設、電気設備の種類及び月間消費電力量は、次のとおりとする。

| 施設名                     | 電気設備          |                |
|-------------------------|---------------|----------------|
|                         | 種類            | 月間消費電力量(キロワット) |
| ○ 駐在所                   | 赤色外灯          | 6              |
|                         | 案内板用照明灯       | 6              |
|                         | 事務室灯          | 11             |
| ○ 同一施設内において住居を伴う交番及び連絡所 | 庁舎灯           | 18             |
|                         | 小型照明灯         | 120            |
|                         | エアコン          | 機種に応じた電力量      |
|                         | 庁舎の防護上必要な電気設備 | 種類に応じた電力量      |

(2) 庁舎灯は 60 ワット、小型照明灯は 400 ワットの定格電力の機器を使用するものとして規定しているが、これらによらない場合は施設の実情により調整する。

(3) エアコンの電力量は、原則として子メーターにより算出する。

(4) 庁舎の防護上必要な電気設備の電力量は、当該機器の定格電力に月間使用時間を乗じて算出する。

3 公費負担額の算出方法

(1) 公用部分に、居住部分と完全に区分できる子メーターが設置されている場合

$$\text{公費負担額} = \frac{\text{親メーターにより計算される月額電気料金}}{\text{親メーターの表示する月間消費電力量}} \times \frac{\text{子メーターの表示する月間消費電力量}}{\text{親メーターの表示する月間消費電力量}}$$

(2) 公用電気設備の一部に子メーターが設置されている場合

$$\text{公費負担額} = \text{親メーターにより計算される月額電気料金} \times \frac{(\text{子メーターの表示する月間消費電力量} + \text{前2に定める月間消費電力量})}{\text{親メーターの表示する月間消費電力量}}$$